

「取水施設耐震照査等業務参考見積」の質問に対する回答書

区分	質 問 事 項	回 答
1	<p>■3-3(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性能照査は河川構造物と水道施設で準拠する指針が異なるものと考えられますが、本業務の対象施設に対して、施設ごとに準拠する指針をご教示下さい。 	<p>■3-3(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本業務の準拠基準は、水資源機構が別に定める水路工設計指針によるもののほか、次のとおりです。(以下、水道施設耐震工法指針・解説「水道指針」河川構造物の耐震性能照査指針及び解説「河川指針」と記載) 取水口：水道指針及び河川指針 取水樋管：水道指針及び河川指針 制水ゲート：水道指針及び河川指針 沈砂池：水道指針
2	<p>■3-3(4)①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づく基準地震動についても1波実施するとありますが、波形は道路橋示方書での波形を使用するものと考えてよろしいでしょうか。 解析のケース数は、2断面（横断・縦断方向）×4波形×2ケース（液状化あり・なし）＝16ケースと解釈できますが、16ケース分の見積を作成するものと考えてよいでしょうか。 	<p>■3-3(4)①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川指針の波形は道路橋示方書を想定しています。 (4)耐震性能照査①取水口～取水樋管の解析ケースは、2断面（横断・縦断方向）×4波形×2ケース（液状化あり・なし）＝16ケースとして見積をお願いします。
3	<p>■3-3(5)②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(4)②の結果、浮き上がりが確認された場合は、FLIPの結果を反映した躯体の耐震補強に関する検討を行うこととする。」とありますが、沈砂池におけるFLIP解析を追加して実施するものと考えてよいでしょうか。また、検討ケースは、「(4)①取水口～取水樋管」と同じケース数と考えてよいでしょうか。 	<p>■3-3(5)②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈砂池については、既往の照査結果によるせん断力への対策検討を想定しています。浮き上がりについては、照査判定がNGとなり浮き上がり対策が現実的でない又は対策が非常に高額になる場合においてFLIP解析を追加することを計画しているため、見積に関してFLIP解析は含めないでください。なお、FLIP解析を実施する場合の検討ケースは河川指針を除く12ケースを想定しています。